

「世帯」の定義

世帯とは…患者さんと同じ医療保険に加入している家族

- ・住民票が別であっても同じ医療保険に加入している場合は同一世帯となります。
- ・自己負担上限月額を算定する際の世帯の所得は、当該世帯における医療保険の保険料の算定対象となっている方の所得を確認させていただきます。

提出書類		書類を提出いただく対象者の範囲	
		医療保険の資格情報が確認できる資料の写し	市町村民税の所得・課税・扶養証明書など ^(※1)
保険種別（患者さん本人）			
国民健康保険 （市町村国保、国民健康保険組合）		患者さん及び患者さんと同じ医療保険に加入している方全員分	患者さん ^(※2) 及び患者さんと同じ医療保険に加入している方全員分
被用者保険 （全国健康保険協会、 健康保険組合、共済組合、 船員保険など）	患者さん以外が 被保険者の場合	患者さん及び被保険者分	被保険者分
	患者さんが被保 険者の場合	患者さん分	患者さん分 （患者さんが市町村民税非課税の場合は、 申請者の収入がわかる書類が必要）

(※1)：申請日が令和6年6月までの場合は令和5年度分（令和4年分の所得に対する課税額）

申請日が令和6年7月以降の場合は令和6年度分（令和5年分の所得に対する課税額）

(※2)：中学生以下の方は省略できます。